

別表(第3条関係)

○補助対象経費

区分	摘要
報償費	技術指導者・作業補助者等への謝金
旅費	移動に係る交通費
賃金	作業従事者への賃金
需用費	消耗品費、通信費及び印刷費
食糧費	野外活動時の飲み物代
役務費	工事以外の作業費及び保険料
使用料及び賃借料	機材及び車両のレンタル料
工事請負費	工事専門業者の作業費
原材料費	整備を行う施設・設備の材料の購入費
備品購入費	原材料以外で1個当たり税込み10万円未満の物品・設備

備考

- 1 消耗品費は、取得価格が1品1万円未満(税込み)のものとする。
- 2 補助対象者の団体の正規職員への報酬・賃金は、補助対象に含めない。
- 3 備品は汎用性が高く、使用目的が特定されないものは含めない。
- 4 領収書等により、補助対象者が支払ったことが明確に確認できない経費は含めない。